

令和8年度 豊島区会計年度任用職員採用選考申込書

【令和 年 月 日】

職名	学童指導補助（資格有・資格無）		
勤務時間・月勤務日数	1日4時間・月平均8日		
フリガナ			
氏名			
生年月日	昭和・平成 年 月 日		(歳)
電話番号※1	- -		
メールアドレス※1			
緊急連絡先（本人以外）	-	-	（氏名： 続柄： ）
現住所	フリガナ		
	〒 -		
自宅最寄駅 線 駅（駅までの交通手段：徒歩・バス・その他 分）			
最終学歴	学校名		
	卒業年月	(昭和・平成・令和) 年 月 (卒業・卒業見込・中退)	
豊島区勤務歴	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し		
職歴 新しい順に 上から	在職期間(和暦)		勤務先等
	年 月	から	職務内容
	年 月	まで	
	年 月	から	正規・非常勤・アルバイト等
年 月	まで		
資格・免許	年(和暦)	月	資格・免許名称
			[パソコンスキル] ・Word（頻繁に使用・使える程度・使ったことがない） ・Excel（頻繁に使用・使える程度・使ったことがない） ・その他（ ）
			[活用したい能力・経験等]
[志望動機]			
[希望する施設※3]	[勤務の曜日・時間帯]	[健康状態]	[身体等の事情により受験上、配慮を要する事項（必要な場合のみ記入すること）]
裏面に記入箇所があります			
[豊島区役所における他の職の申込み状況]		[採用された場合の兼業等の予定]	
<input type="checkbox"/> 当該職のみ希望		<input type="checkbox"/> 有り ※2 <input type="checkbox"/> 無し	
<input type="checkbox"/> 他の職と併願（職名： ）		（兼業事業者先名称： ）	
私は、豊島区会計年度任用職員採用選考を受験したいので、上記のとおり申し込みます。 なお、私は地方公務員法第十六条の各号（裏面参照）のいずれにも該当しておりません。 また、この申込書のすべての記載事項は事実と相違ありません。			
令和 年 月 日			
氏名（自署）		（自署欄は必ず本人が署名してください。）	
面接日について ※以下のうち、面接に参加できない日に☑をしてください。			
<input type="checkbox"/> 5月15日（金）午前 <input type="checkbox"/> 5月15日（金）午後 <input type="checkbox"/> 5月18日（月）午後			
<input type="checkbox"/> 5月19日（火）午前 <input type="checkbox"/> 5月19日（火）午後 <input type="checkbox"/> 5月20日（水）午前 <input type="checkbox"/> 5月20日（水）午後			

(証明写真)
縦4cm×横3cm
・3か月以内に撮影したもの
・裏面に氏名を記入

裏面にも記入箇所があります。また、裏面の「作成上の注意点」をよく読んでから記入してください。

[主に勤務できない曜日があれば○をつけてください※4]

月・火・水・木・金・土

[各曜日について主に勤務のできる(シフトに入れる)時間帯について、例に倣って記入してください※4]

《例》「8時30分から12時30まで」 または 「14時30分から18時30分まで」勤務ができる場合

	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00
《例》												
月												
火												
水												
木												
金												
土												

【作成上の注意点】

- ※1 日中に連絡がとれる電話番号・メールアドレスをご記入ください。
- ※2 豊島区役所以外の事業所で兼業する場合は、任用時に届出が必要です。
また、豊島区役所の他の職との兼業はできません。
- ※3 募集案内5ページの子どもスキップ一覧を参照のうえ、複数記載してください。
なお、豊島区在住の方は、その学区への配属はできません。
- ※4 勤務シフトにより勤務日が決まりますので、ご希望に沿えるとは限りません。

【参考】

—地方公務員法第16条(欠格条項)—

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者